

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

砺波市では、平成17年（2005年）に「砺波市男女共同参画推進条例」を制定するとともに「男女共同参画都市宣言」を行いました。以来、2次にわたり「砺波市男女共同参画推進計画」を策定し、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現に向けて、地域における普及啓発活動など各種施策に取り組んできました。

しかしながら、近年の家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などにもかかわらず、男女の役割を固定的に考える意識は根強く残り、男性の長時間労働や、女性に家事・育児等と仕事の両面の負担が課せられるなど、未だ多くの課題が残っています。

一方で、少子化の急速な進行に伴う人口減少や、就業構造の変化など、我が国の社会経済情勢が大きく変化していることから、社会の活力を維持するため、昨今、特に、女性の労働市場等への参画促進が重要視されてきています。こうしたことから、国は「女性の力は我が国最大の潜在力」として、女性の活躍へ向けた取組を推進していますが、女性が活躍・参画できるための環境は、まだ十分とは言えない状況です。

そうした中で、現行計画（第2次）の期間満了後も、引き続き、男女共同参画社会実現の取組を推進するため「砺波市男女共同参画推進計画（第3次）」を策定するものです。

* 用語の解説はP68に記載しています。

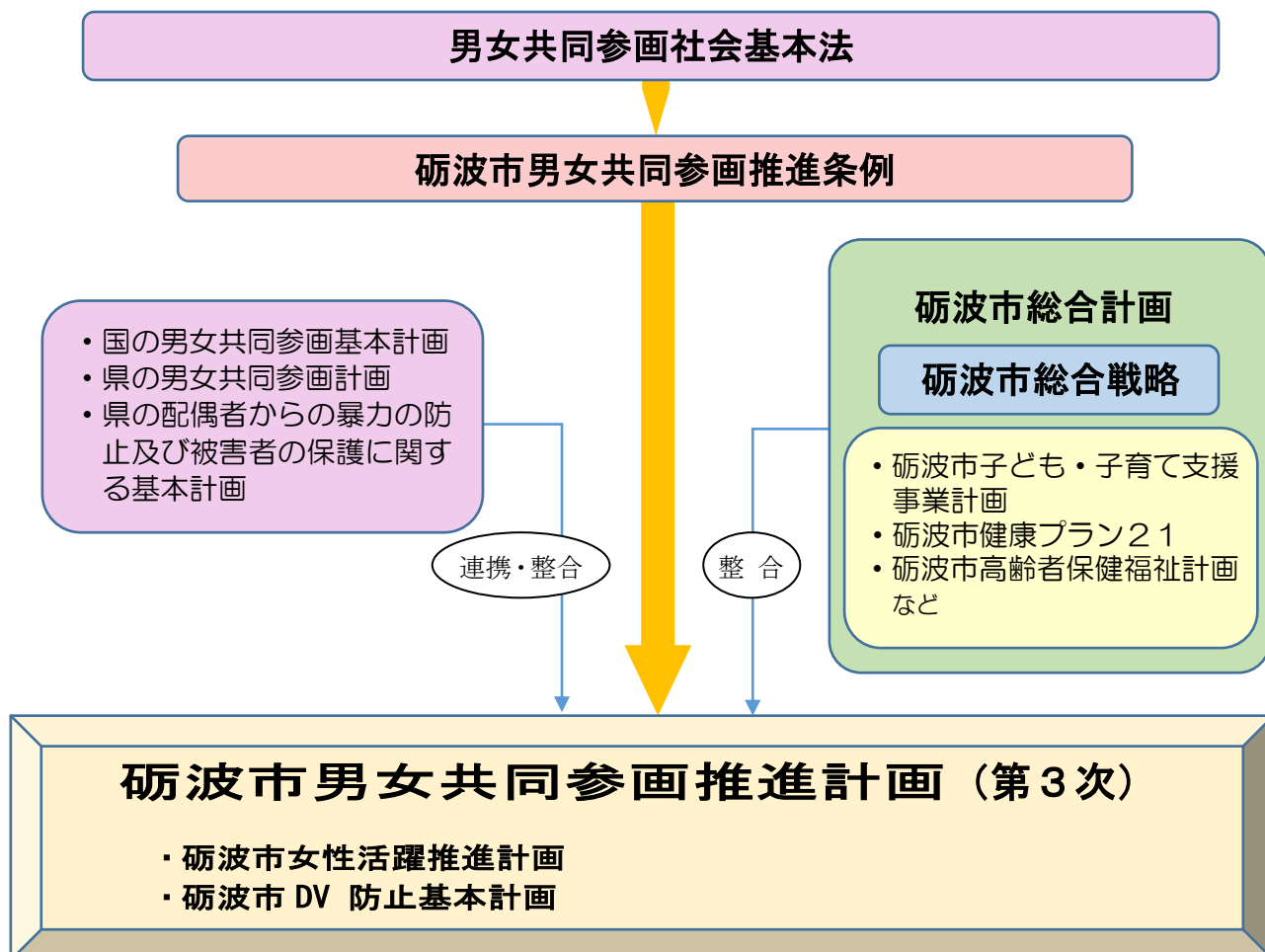
2 計画の位置づけと期間

この計画は、「*男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「砺波市男女共同参画推進条例」第8条第1項により策定するものです。また、男女共同参画社会の実現を推進するため、市民協働のもと、取り組むべき具体的な施策を明らかにした行動計画を示すもので、「砺波市総合計画」や「砺波市総合戦略」との整合を図り策定するものです。

併せて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項による計画として位置づけることとします。

なお、計画の策定にあたっては、砺波市男女共同参画推進計画策定研究会による調査・検討、砺波市男女共同参画市民委員会の提言、平成27年(2015年)6月に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果などを参考としています。

また、計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。



3 計画策定の背景

(1) 国の動き

我が国においては、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（*男女雇用機会均等法）」の制定や「国籍法」の改正など、法律の整備が行われ、平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という）が施行され、これに基づく「男女共同参画基本計画」が平成12年（2000年）に策定されました。

また、平成13年（2001年）には、内閣府に「男女共同参画局」を設置するとともに男女共同参画会議が設けられ、各種専門調査会において男女共同参画社会の実現を促進するための具体的提言がされています。

その後、平成17年（2005年）に、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、平成22年（2010年）には、男女共同参画社会の形成に向けた一層の加速と実効性あるアクションプランとして「第3次男女共同参画推進計画」が策定されました。

近年では、平成25年（2013年）に「男女雇用機会均等法」の改正により、性別を理由とした差別的取扱いや*セクシュアルハラスメントの予防など、より一層の雇用機会の平等が促されるとともに、平成13年（2001年）に施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（*DV防止法）」については、平成25年（2013年）までの間に3回の法改正が行われ、保護命令の追加や加害者・被害者の範囲の拡大など制度の充実が図られてきています。

さらに、平成27年（2015年）には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（*女性活躍推進法）」が施行され、女性の就業支援の取組が具体的に進められ、同年12月には「*第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的な施策が推進されています。

(2) 県の動き

富山県においては、昭和56年(1981年)の婦人少年課による「婦人の明日をひらく富山県行動計画」の策定以来、名称を変えながら3度にわたって時代に即した内容の見直しが行われました。

また、平成13年(2001年)4月には、「富山県男女共同参画推進条例」の施行により、この条例に基づく「富山県民男女共同参画計画」が同年12月に策定されました。

その後、この計画を継承・発展し、平成19年(2007年)3月に「富山県民男女共同参画計画(第2次)」を策定、平成24年(2012年)3月には、富山県のあらゆる分野への男女共同参画の促進に向けて「富山県民男女共同参画計画(第3次)」が策定されました。

併せて、平成18年(2006年)に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(富山県DV対策基本計画)」については、DV防止法の改正に伴い、更なる被害者支援対策を図るため、平成21年3月に計画が改定され、現在、社会全体での配偶者等からの暴力(*DV)の根絶を目指して、次期改定に向けた検討が進められています。

(3) 砺波市の取組

平成16年(2004年)11月に旧砺波市と旧庄川町の合併により「砺波市」が誕生しました。これに伴い、新市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「新砺波市総合計画」を策定し、その主要施策の一つである「市民と一体となった行政の推進」の中で、「男女共同参画の推進」を位置づけています。

次いで、平成17年(2005年)9月には、「砺波市男女共同参画推進条例」を制定するとともに「男女共同参画都市宣言」を行いました。また、この条例に基づき、平成18年(2006年)3月には「砺波市男女共同参画推進計画」を、平成23年(2011年)3月に「砺波市男女共同参画推進計画(第2次)」をそれぞれ策定し、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感の解消を主な課題に掲げ、男女共同参画を推進してきました。

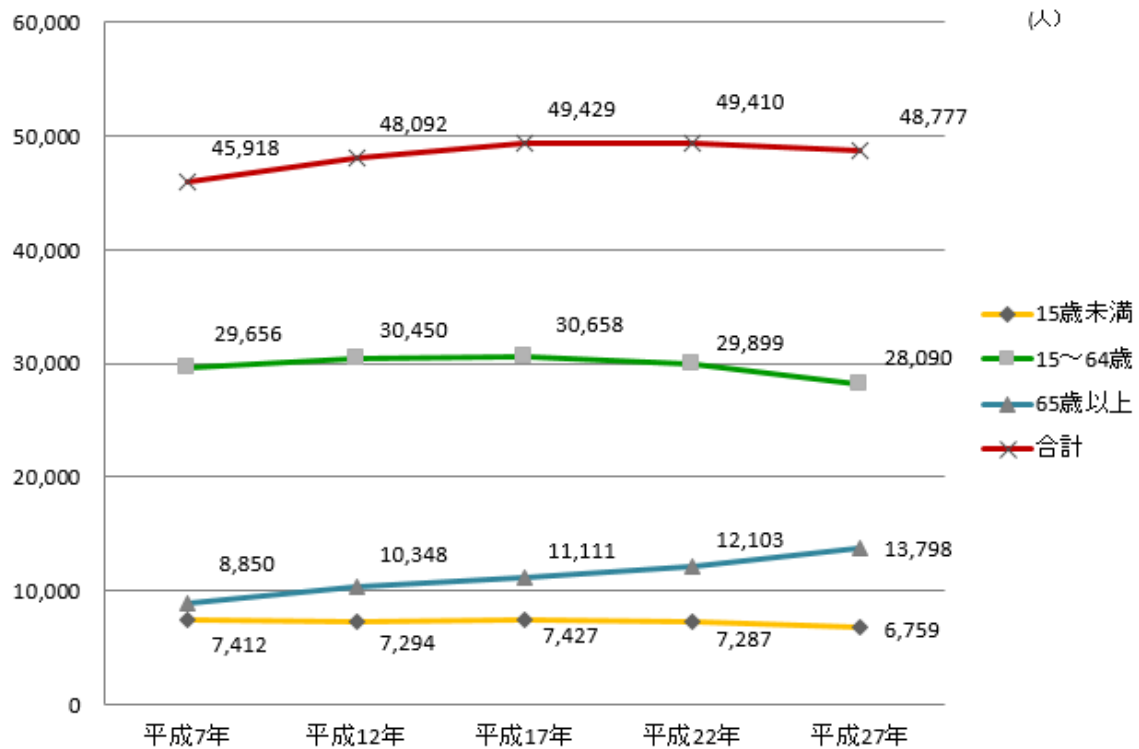
さらに、平成27年(2015年)6月には、「砺波市男女共同参画推進計画(第3次)」を策定するため、「男女共同参画市民アンケート」を実施し、市民の男女共同参画意識の把握に努めたほか、同年7月から、「砺波市男女共同参画推進計画策定研究会」において、市民協働による「砺波市男女共同参画推進計画(第3次)」の策定に向けた検討を進めてきました。

4 砺波市の現状

(1) 人口の推移

国勢調査に基づく本市の人口の推移をみると、昭和 25 年（1950 年）以降は高度経済成長の影響から都市部への人口流出により減少傾向がみられましたが、昭和 45 年（1970 年）以降は増加に転じ、平成 17 年（2005 年）には 49,429 人と人口のピークを迎えました。その後は、やや減少傾向で推移し、平成 27 年（2015 年）の人口は 48,777 人で、ピーク時の平成 17 年から 652 人減っています。[表 1]

表 1 砺波市の人口の推移



資料：国勢調査（～H22） 人口移動調査（H27）
各年 10 月 1 日現在

※人口移動調査とは

国勢調査後の人口の毎月の移動数を調査し、人口の性別、年齢別構成および地域間移動状況の実態を把握するとともに、国勢調査の数値にその後の移動数を加減することで毎月の人口を推計するもの

※平成 12 年以前の砺波市人口は、旧砺波市と旧庄川町人口の合計

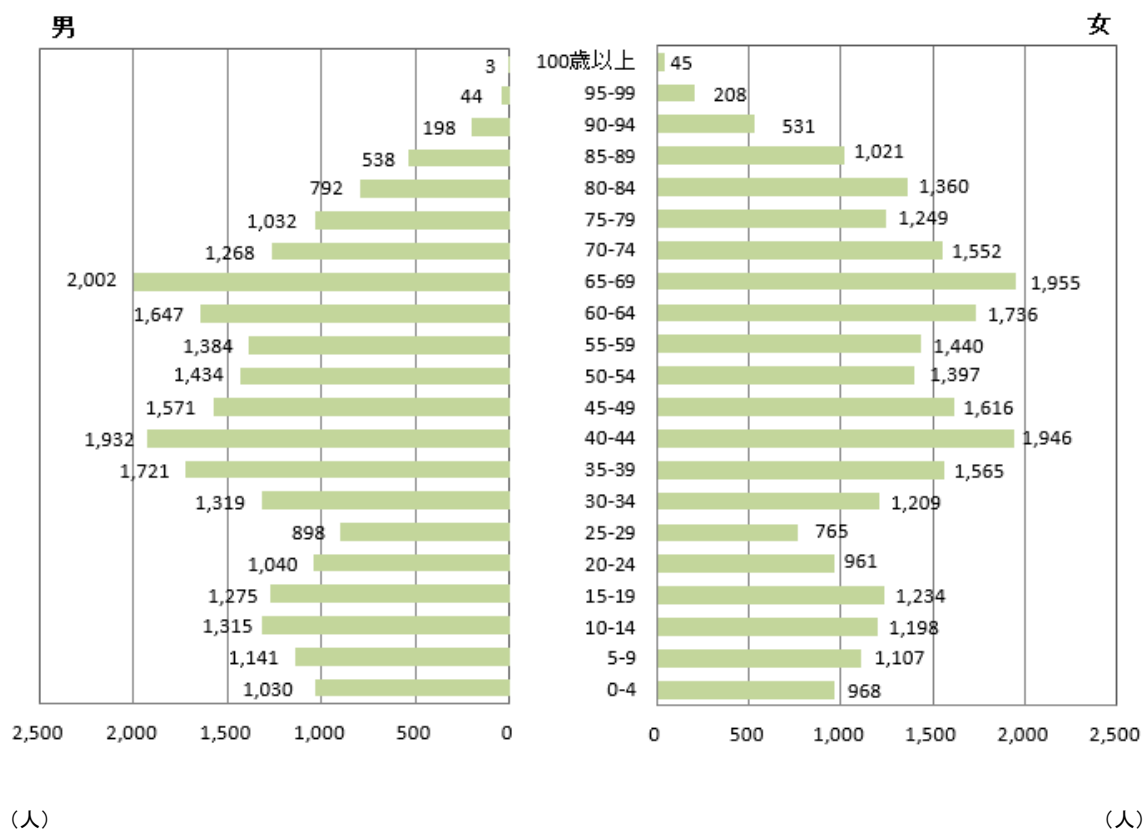
※外国人人口を含む

(2) 年齢別人口の状況

本市の人口構成をみると、男女とも65歳前後のいわゆる第1次ベビーブーム世代、40歳前後の第2次ベビーブーム世代の人口が多くなっている一方、25歳前後の人口が極端に少なくなっています。[表2]

人口構造をみると65～69歳の人口が最も多くなっており、今後ますます高齢化が進行していくことが考えられることから、地域の中でお互いに支えあう仕組みや体制を確立する必要があります。

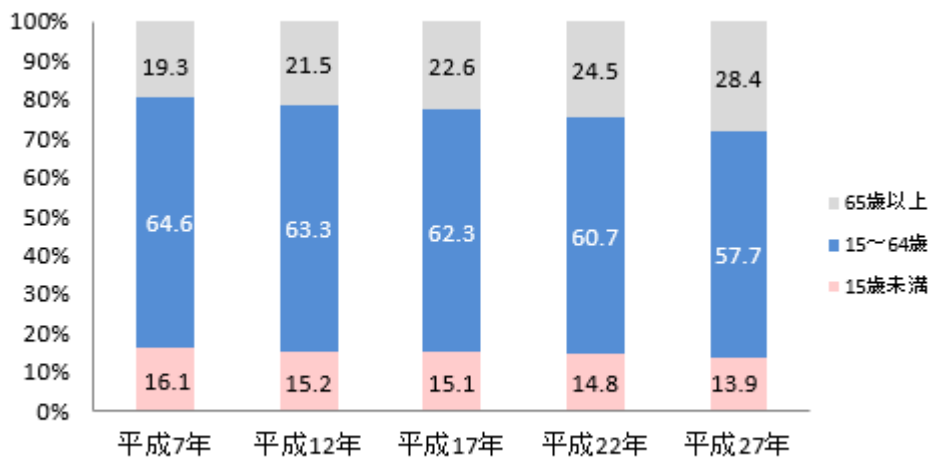
表2 砺波市の年齢別人口



資料：人口移動調査（H27）10月1日現在

また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、15歳未満の年少人口割合が平成7年（1995年）の16.1%から平成27年（2015年）の13.9%へと2.2ポイント減少している一方、65歳以上の老年人口割合は平成7年（1995年）の19.3%から平成27年（2015年）の28.4%へと9.1ポイント増加しており、少子化・高齢化が進行しています。[表3]

表3 砺波市の年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（～H22）人口移動調査（H27）各年10月1日現在

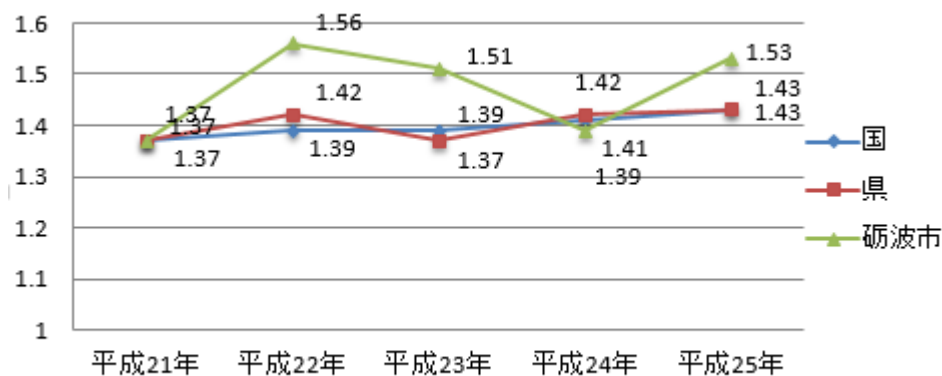
（3）少子化の進行

1 人の女性が一生涯に産む平均の子ども数を表す*合計特殊出生率を見ると、砺波市の平成25年の数値は1.53であり、国や県をやや上回っているものの、人口を維持する基準である人口置換水準2.07を下回っています。[表4]

少子化の進行は、総人口に占める働き手（労働力人口）の減少や消費需要の減少、地域コミュニティの衰退などにつながり、経済や生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、これからの社会を支える担い手として、子どもを産み育てやすい環境づくりが求められます。

表4 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

(4) 家族形態の変化

富山県は三世代同居率（国 7.1%、富山県 16.1%）が高いこともあり、結婚、出産後も働き続ける女性が多く、共働き率が全国 5 位の 54.7%と高くなっています。

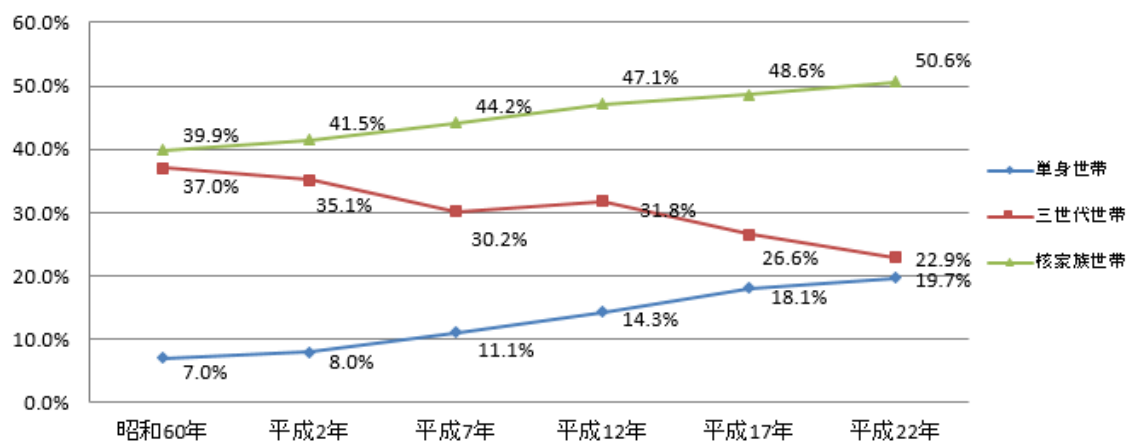
三世代で同居している世帯は共働き率が高く、祖父母に子どもをみてもらえる環境が女性の社会進出を後押ししていると言えます。

砺波市においては、県平均よりもさらに三世代同居率（22.9%）が高い状況にありますが、低下傾向にあり、単身世帯や核家族世帯が増加しています。

[表 5]

少人数の家族だけでは、育児や介護が難しくなっていることから、家族的責任の意識啓発とともに、多様化する子育てや介護への支援を推進していくことが必要です。

表 5 砺波市の世帯構成の推移



資料：国勢調査（～H22）

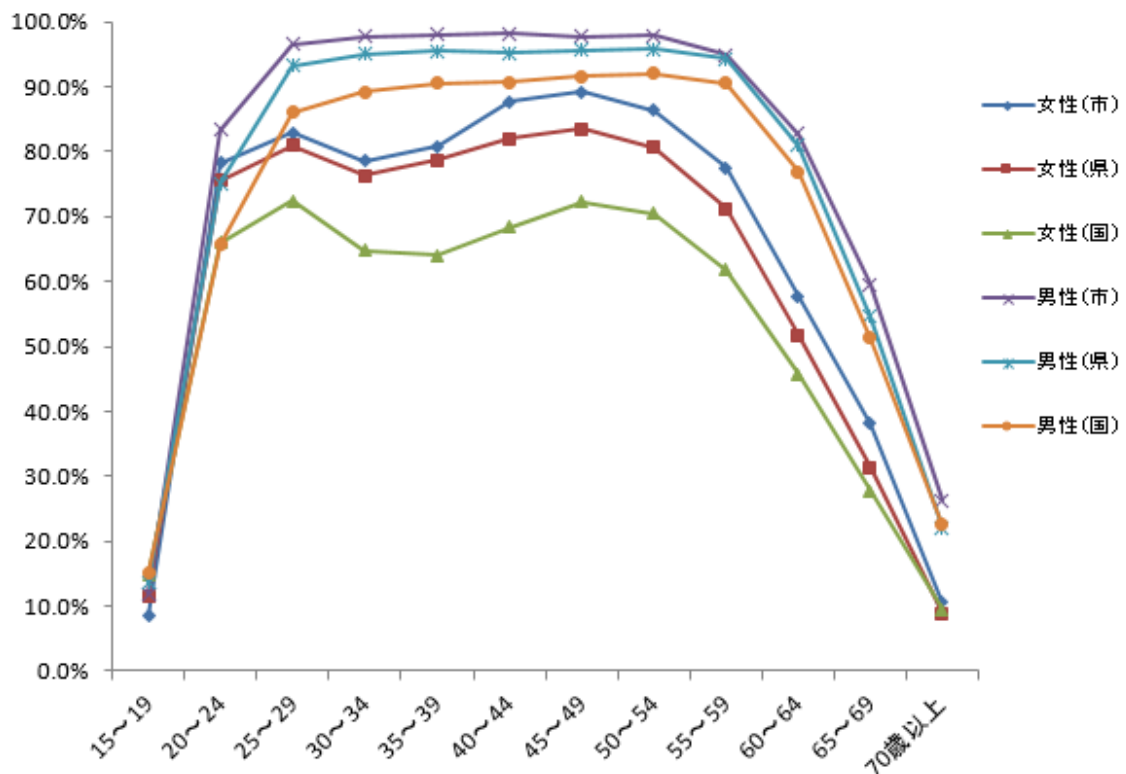
(5) 女性の就業

平成 22 年（2010 年）の砺波市の女性の就業率は 53.9%で、富山県の女性の就業率 49.9%よりも高くなっています。「富山県民は勤勉」と言われていますが、それを裏付けるように女性の就業率は高く、長く働き続ける女性が多くなっています。

また、*労働力率を年齢階級別にみると、男性が 20 歳代後半から 50 歳代までほぼ 90%以上で推移するのに対し、女性は結婚・出産・子育て期に一旦低下し、その後再就職により増加することから*M字カーブを描いています。

砺波市は国や県に比べて女性の労働力率は高くなっていますが、やはり M 字型をしていることから、家事や子育てをしながら就業を続けられる環境を整える必要があります。[表 6]

表 6 年齢階級別労働力率



資料：国勢調査（H22）

*労働力率 = (労働力人口 (就業者数 + 完全失業者数) / 15 歳以上人口) × 100

(6) 市民の意識 <男女共同参画に関するアンケート調査>

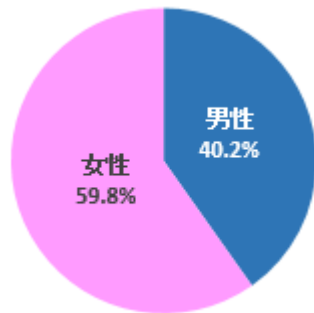
本市では、平成27年(2015年)6月に「男女共同参画に関するアンケート調査」を実施しました。

この調査からは、本市における男女共同参画に関する市民の意識や考え方を知ることができます。

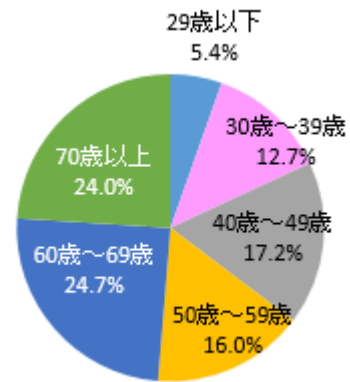
【調査の概要】	
○調査時期	平成27年6月～7月
○調査対象	市内に在住する満年齢20歳以上の男女
○標本数	1,000人
○抽出方法	住民基本台帳をもとに無作為抽出
○調査方法	郵送配布・郵送回収・インターネット回答
○回収数	425人
○回収率	42.5%

【回答者の属性】

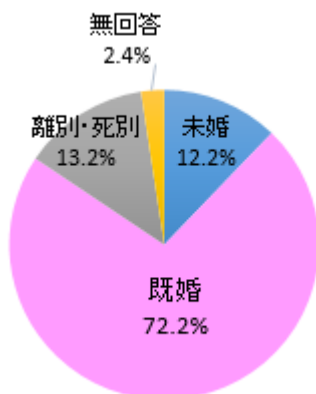
①性別



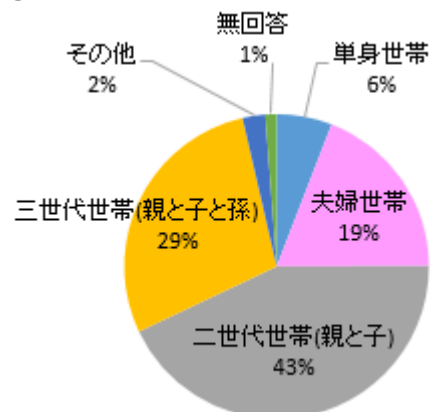
②年代



③結婚

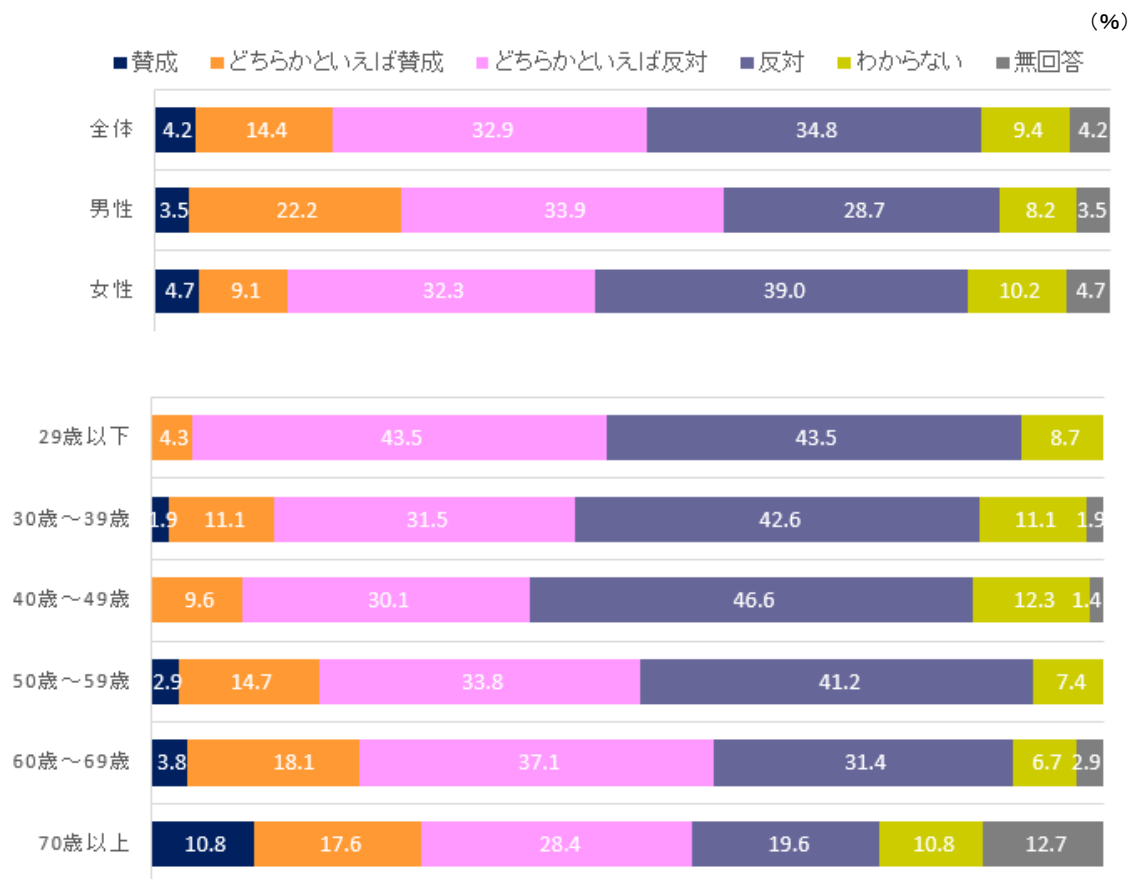


④家族構成



【固定的な性別役割分担意識】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

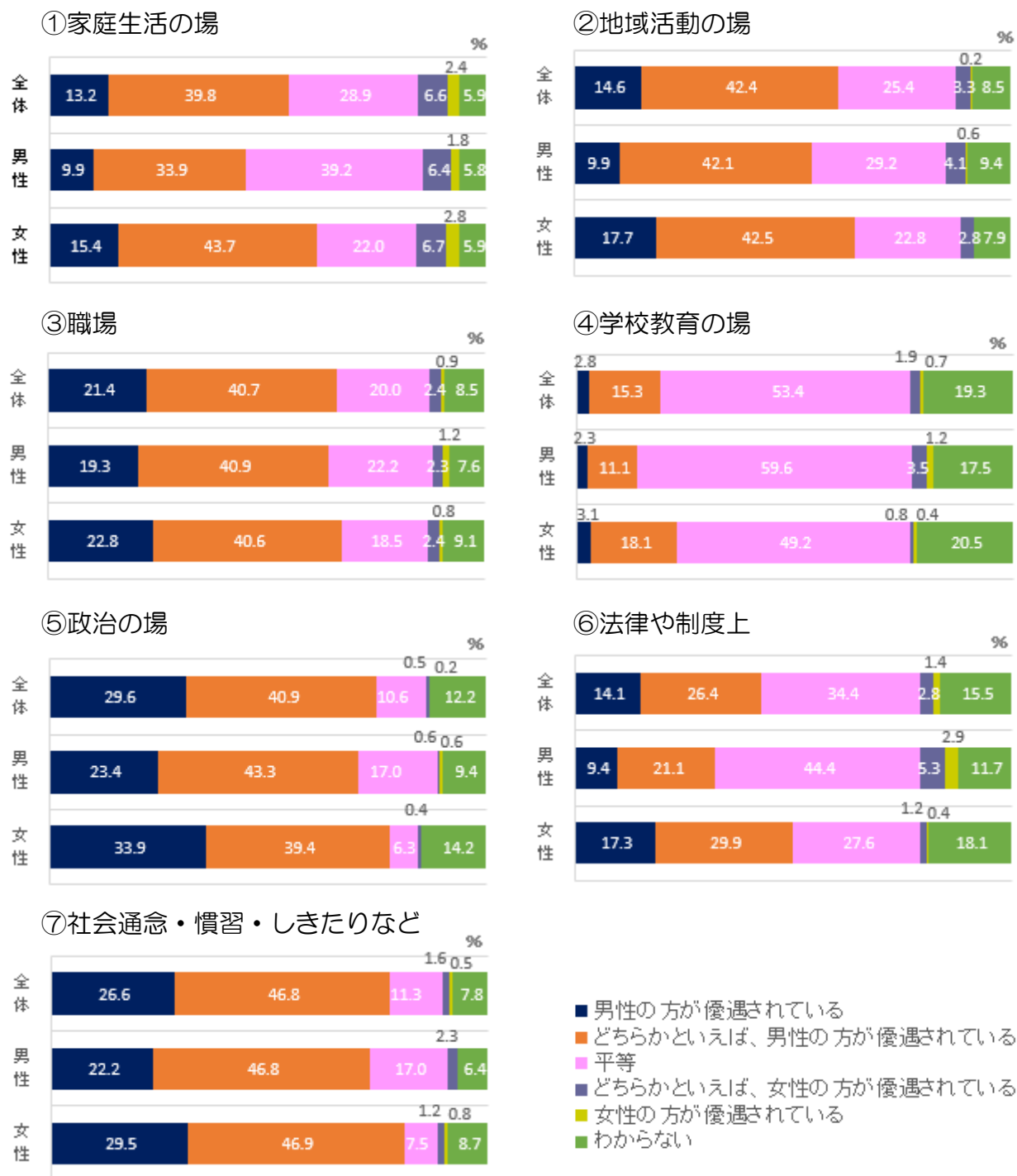


「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、全体で「賛成（どちらかといえば賛成を含む）」とする人の割合が 18.6%、「反対（どちらかといえば反対を含む）」とする人の割合が 67.7%と、「反対（どちらかといえば反対を含む）」が「賛成（どちらかといえば賛成を含む）」を大きく上回っています。

前回調査（平成 22 年度）の「反対（どちらかといえば反対を含む）」の数値(39.9%)と比較すると、今回の調査結果は 27.8 ポイント上回っていることから、性別による固定的役割分担意識が少しずつ解消されてきていることがうかがえます。

また、若い世代ほど、「反対」が多く、年齢が上がるほど「賛成」と考える人が多いことから、年齢層の高い世代への意識啓発を図る必要があります。

【男女の平等感】 それぞれの分野ごとの男女平等について

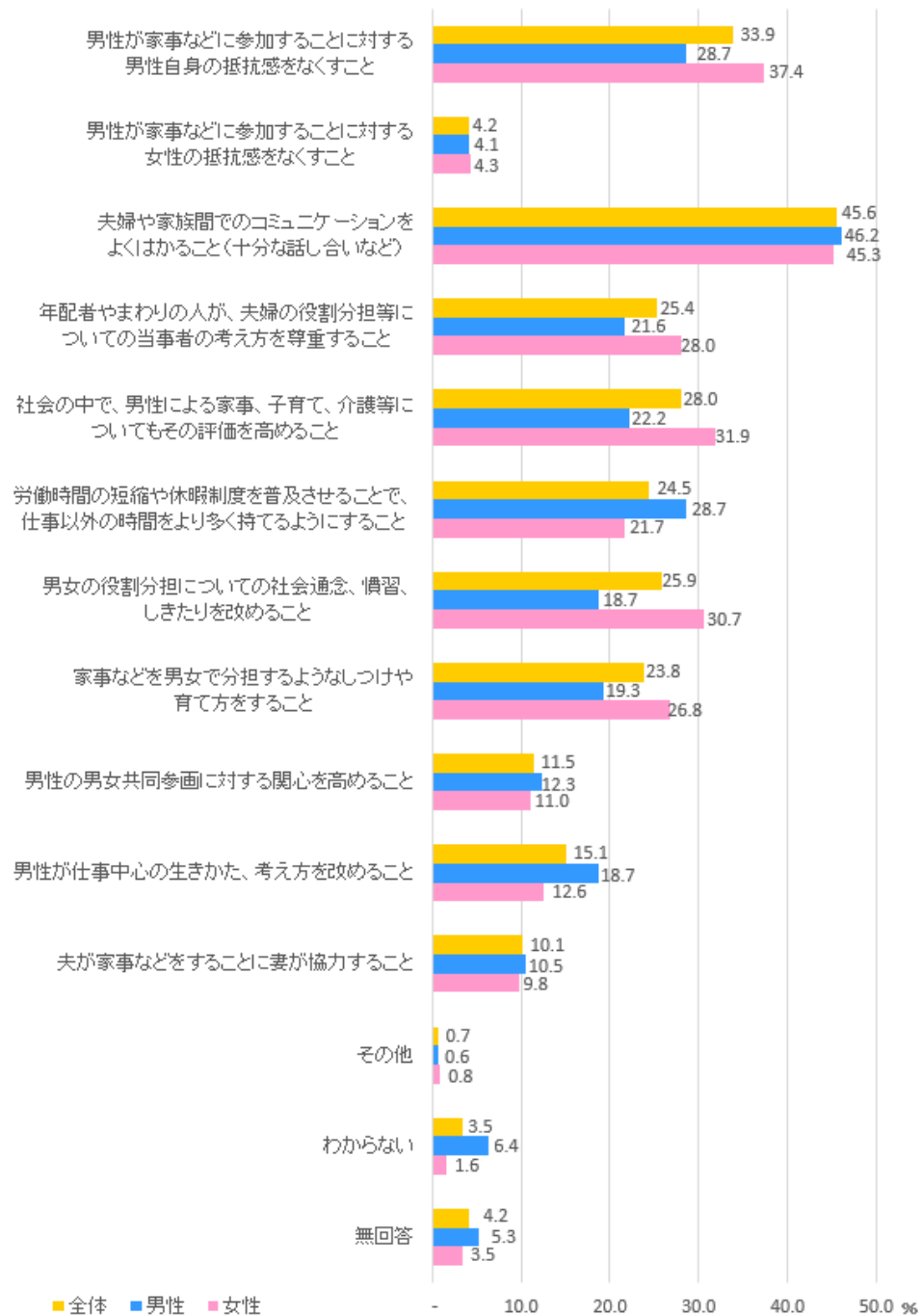


男女の平等感について、家庭、地域、職場などで、女性のみならず男性自身も男性の方が優遇（どちらかといえば優遇を含む。）されていると答える人が多くなっています。

また、平等感を前回調査（平成22年度）と比較すると、家庭生活では1.4ポイント、地域活動では0.7ポイント上回っていますが、職場では3.5ポイント、社会通念等では1.3ポイント下回っています。今後とも、特に職場での不平等感の解消が望まれます。

【家庭生活】

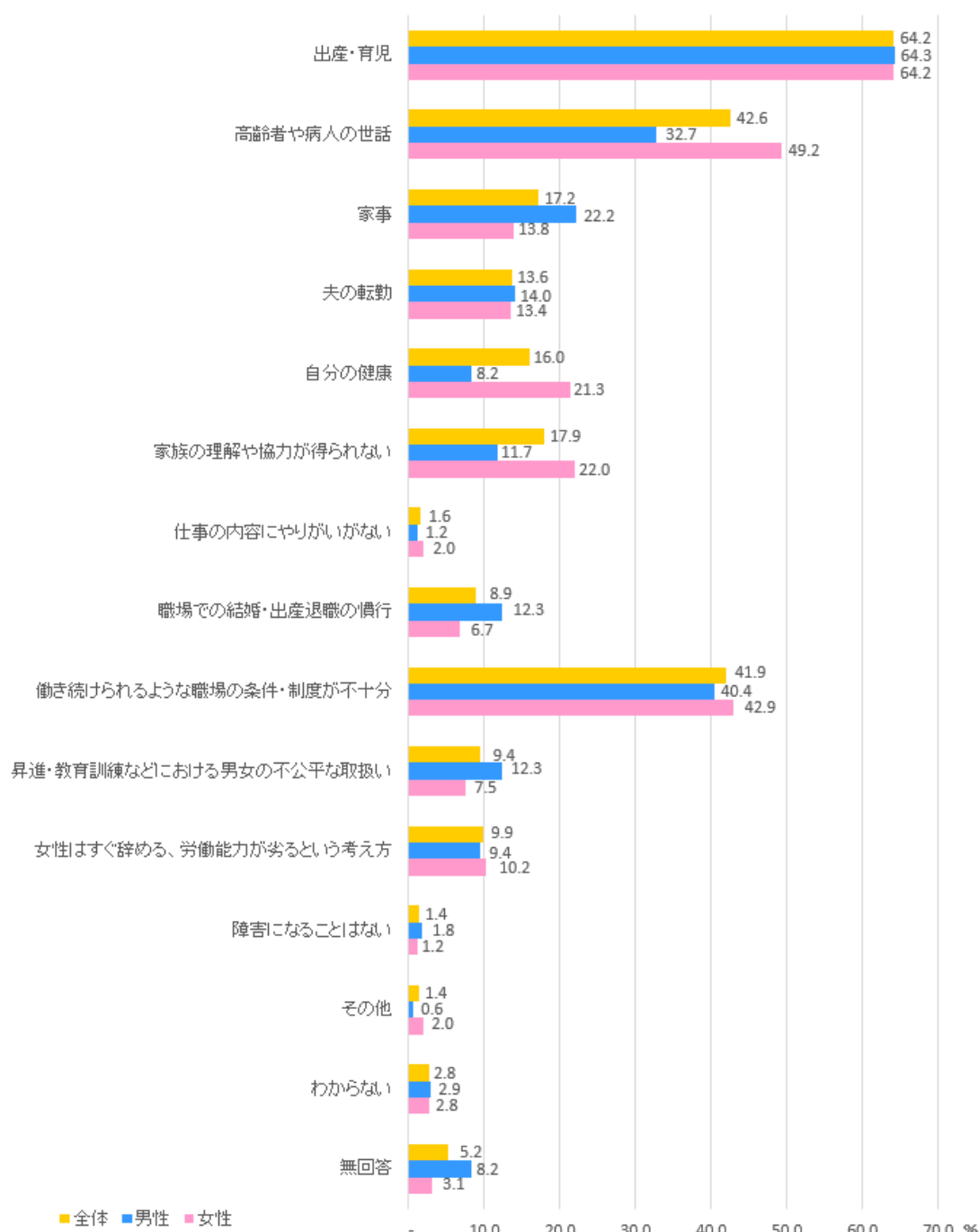
男性が女性とともに家事・育児・介護などに積極的に参加していくために必要なことについて〈複数回答〉



「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」を必要とする回答が、男女とも最も多くなっています。家庭内での役割分担の意識を解消し、夫婦間、世代間での支えあいと協力が求められます。

【職業】

女性が働き続ける上で、障害になると思われることについて〈複数回答〉

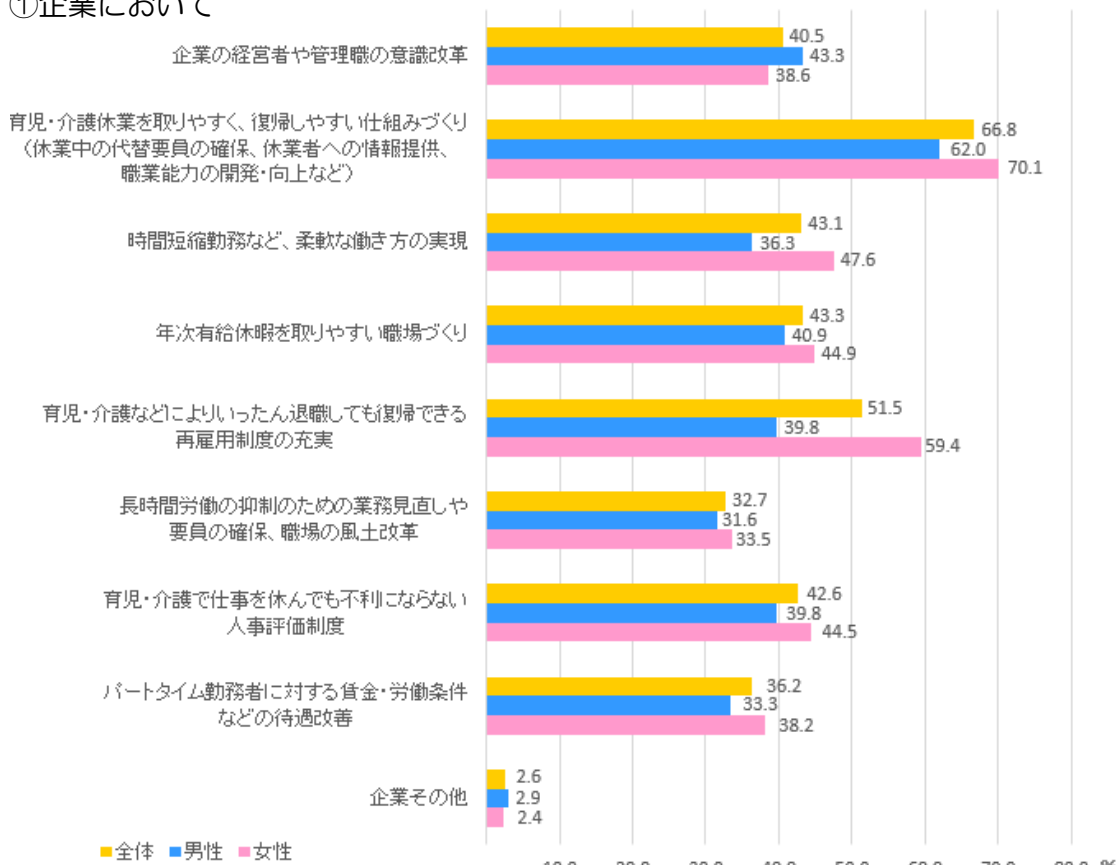


女性が働き続けるうえで、育児や介護などの家庭の事情が大きな障害となっており、また、働き続けられるような職場の条件・制度が不十分である状況がうかがえます。

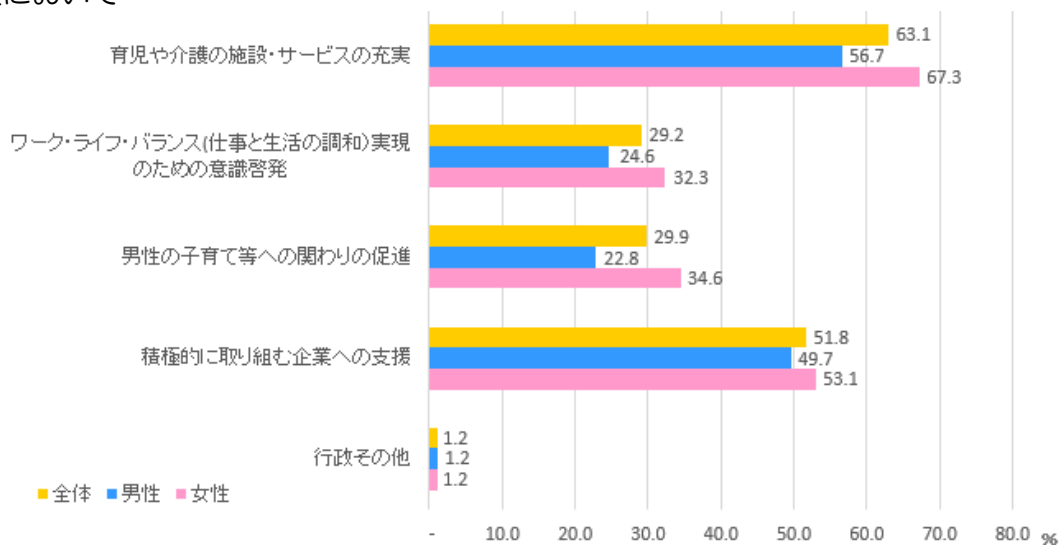
【*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】

ワーク・ライフ・バランス実現に必要なことについて〈複数回答〉

①企業において



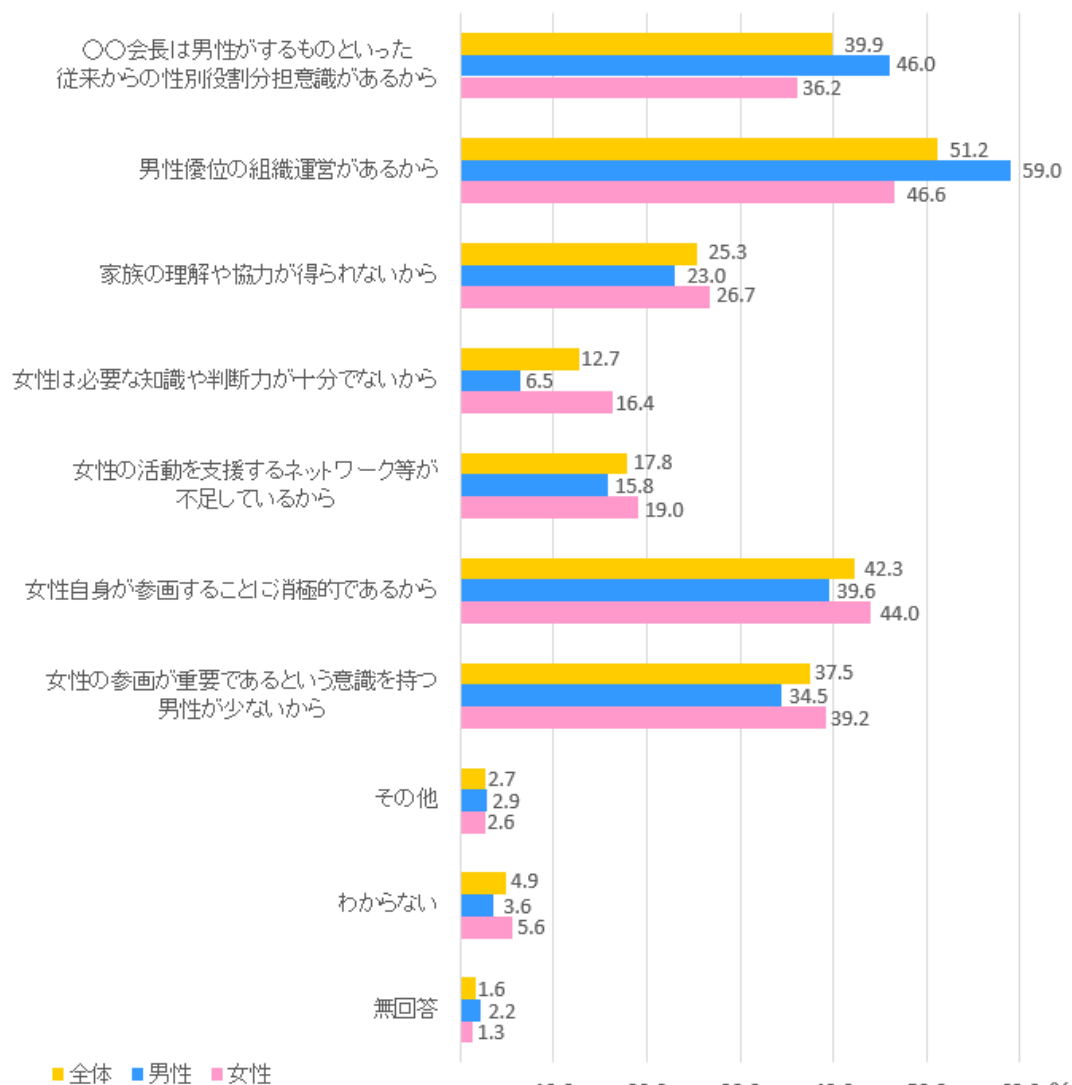
②行政において



企業においては、「育児・介護休業の取りやすく、復帰しやすい仕組みづくりなど」、行政においては、「育児や介護の施設・サービスの充実」が必要とされているようです。

【政策・方針決定への参画】〈複数回答〉

政策・方針決定の場への女性の参画が少ない理由について

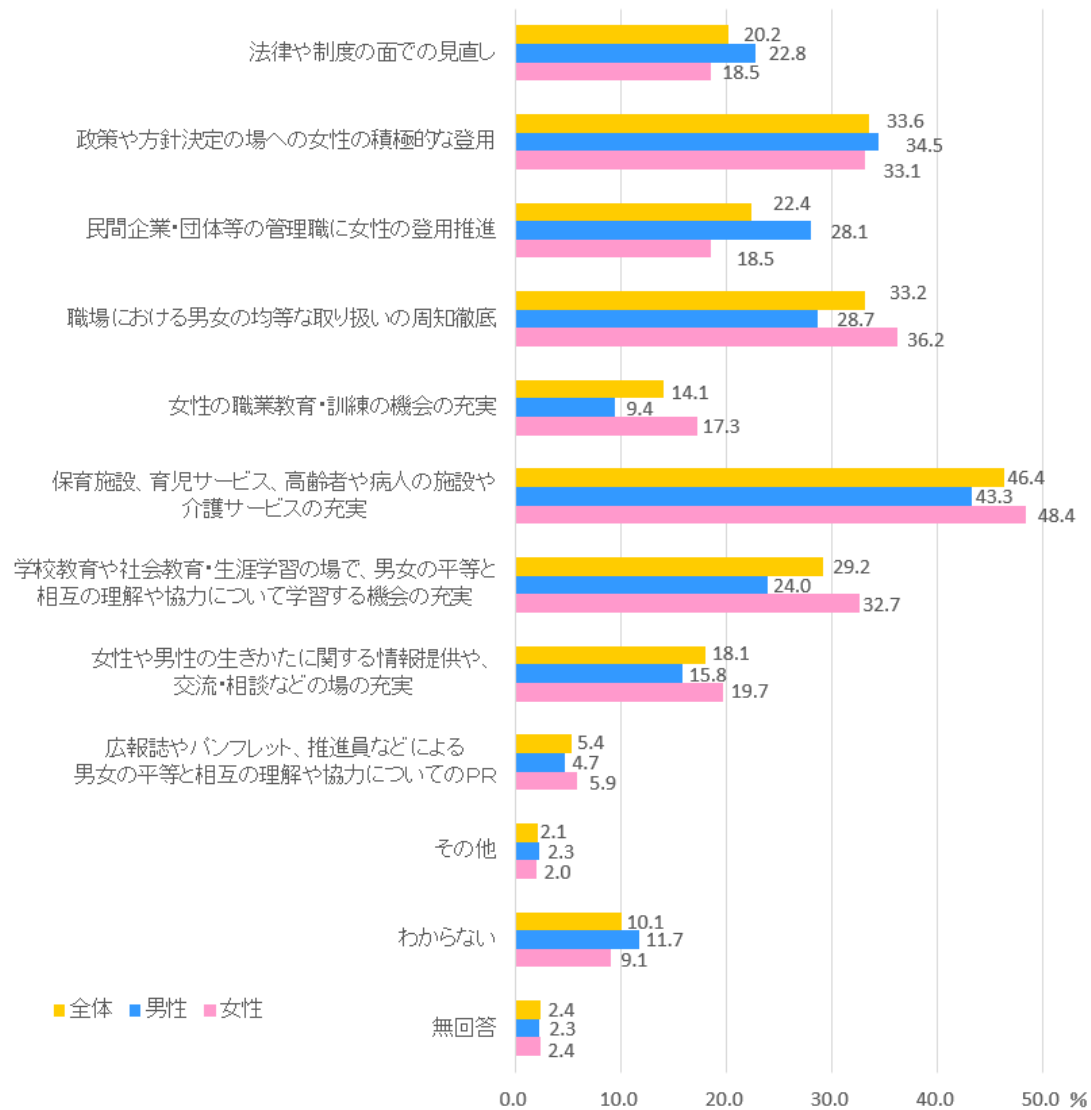


自治振興会・町内会の役員等、政策・方針決定の場での女性の参画については、まだまだ少ない状況です。その大きな理由として、「男性優位の組織運営」、「性別役割分担意識」、「女性の消極性」などが挙げられています。

男性中心の組織運営を見直すとともに、女性自身が積極的に参画していくことが求められます。

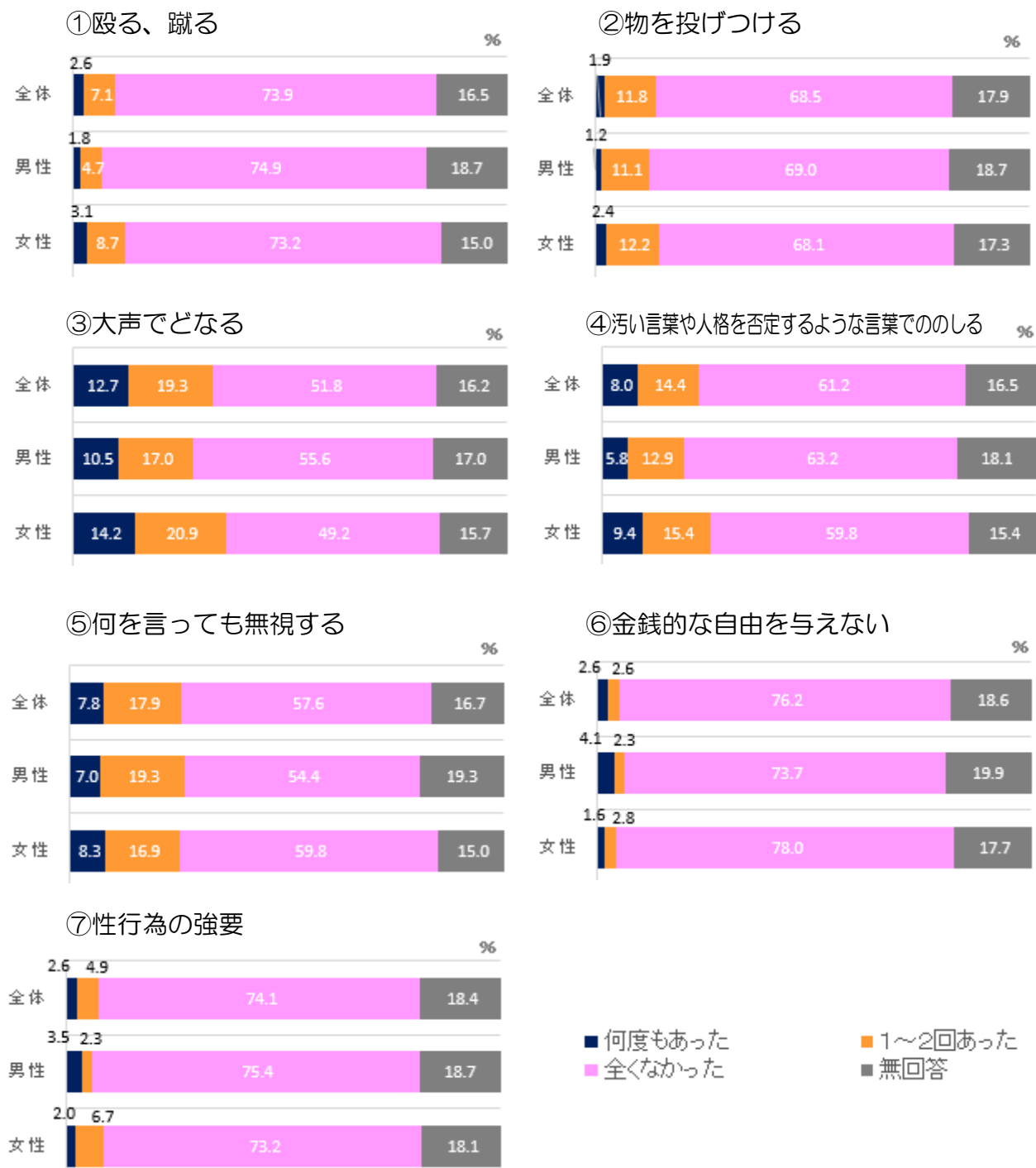
【男女共同参画社会の形成】〈複数回答〉

男女共同参画社会の形成のため、行政が力を入れることについて



男女共同参画社会の形成のために、育児や介護などに対する支援、政策や方針決定の場への女性の積極的な登用、職場における男女の均等な取扱いの周知、男女平等に関する教育やPRなどが行政に求められています。

【DV（配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力）の被害経験】



種類別にDVの被害者の割合をみると、ほとんどが男性より女性が高い状況です。女性での最も多い回答は、前回調査（平成22年度）と同様の「大声でどなる」で、「何を言っても無視する」、「金銭的な自由を与えない」については、男性のほうが女性より高い割合となっています。

DVについては、男女ともに被害経験があることから、今後も継続的に予防啓発をする必要があります。